

五月号
発行所 全日本仏教会
法部 東京都中央区築地
三ノ木(本願寺内)
電話(東)三三六〇三
振替東京三三六〇三
発行人 栗本俊道
編集者 別所弘因
印刷所 栄昌堂

新らしい企劃の講習会

高松市の飛雲閣で

全仏の講習会は従来中央講習会と称して東京中心に催されてきたのであったが、昨年あたりからこれを固執せず地方各地に異動して開催したとの要望もあり、試みとして昨年九月才一回を小田原市の道了山最乗寺に於て開催したところ好評を拍し、特にその時四国方面からの参加があつて全仏加盟の気運も熟しつつあるとの情報があり、従つて次回の講習は是非とも四国地方にもつて来て欲しいとの話があつたので直ちにこれを快諾、本部としては時を移さず加盟促進と組織強化を兼ねての連絡を重ねたところ、遂に香川県仏の加盟が実現し、一挙に講習会も開催する運びとなつた。

同に会して語り合う機会ともなり得るので全仏的気分も盛り上がる一石二鳥の感が湧くと思われ。ただその企劃や幹旋の任に当る本部として充分参加者の期待に添い得るやと案じられることは、何分にも遠い故に地元有志から希望せらるるような一流著名人の講師を揃え得ることが出来るかどうかということである。それで講師はなるべく関西京都方面からも御出講願うことに手を打つたのである。

目下それらの講師は交渉中のため、確実な講師名をここに発表し得る段階には至つていないけれども略ぼ講習の内容については、一、四国地方の仏教色とマッチして現代仏教徒の進路につき。二、現代仏教寺院の社会活動のあり方。三、仏教教学の根本思想と、現代人の思想動向。

これからの観点に立つて講義を頼み、デスクッションに於ては、お互いの感ずる諸問題を忌憚なく語り合つて交流をはかるつもりである。尚お四国には浄土系や真宗系の妙好人も出て居り、真言系のお遍路さんはあまりにも有名である。

墓地の問題を契機として 今こそ全仏教徒奮起の秋

国会対策
委員長 阿部 竜 伝

寺院の墓地を廻つて我々寺院と、ある宗団とのトラブルが生じていることは久しいことであるが、昭和二十三年五月三十一日に公布された、墓地埋葬等に関する法律のうち、第十三条に規定された「正当な理由」の解釈が、偶々昨年三月八日の、所謂新通達によつてその解釈が全く従来の慣行を無視せられ、これを契機として全国各地の寺院との間に騒然たる物議を醸し強行埋葬等の寔に憂慮すべき事態を生じて留ることの知らない暴挙がくりかえされてい

我々は敢然たつて此の迷蒙を打破しなければならぬ。東京仏教団においては、この問題の重大性と、その影響するところの甚大性に鑑み、いち早く墓地対策委員会を結成して、行政事件訴訟を提起し、誤られた法の解釈を是正すると共にその撤回を迫り、そしてこれがために全く宗教感情を無視した無益な障害を除去すべく、全国八万余ヶ寺の総意に代つてその決着を法廷に展開しつ、今や血みどろの努力を傾けて今日に至つて居る。

斯うした東京の墓地対策委員会の行政事件訴訟と併行して、全日本仏教会は昨年来全国的な組織を動員して政府並に国会各方面に対して法改正の請願運動を推進して来たのであるが、その目的完遂までには、今後幾多の努力を要することは言うまでもない。

墓地法等が制定されて以来十三年の長期に亘つて、他の宗団と仏教寺院との間に、法の解釈等についても何等の混乱もなしに運用されてきたのである。昨年突如として新通達を出すに至つた裏面には、ある宗団の強力な圧力があつたと聞かのである。果してそうだとすればこれは、由々しい問題であり、行政庁の一言係が、墓地の公共性や社会事情の急変などを理由に、新たな法の解釈を適達して、徒らに摩擦を激発して宗教感情を書い、埋葬と典札という不可分の原則を無視して此の挙に出たことばならぬ。

ある種の圧力というが、それはいうまでもなく政治的な圧力に外ならない。善政に国民安んじてその処を得るも政治であり、目に余る昨今の社会悪、これ又政治の貧困に届する政治ほど国民を不幸にするものはない。

全日本仏教会が、真剣に此の問題を推進しつある理由も亦ここにあると思ふ。

今や此の問題の重点が国会に移行されたようである。全仏が斯うした客観情勢の変化に即応して全国的な墓地法等改正同盟を結成し、これが推進母体として国会対策委員会を設け、不肖推されてその委員長に就任したが、無論その任でないことはいふまでもない。

只全国八万余ヶ寺の法城の護持と、法律無視の億断に対する是正と猛省を促すために、敢えてこれを引うけることに決意し、直ちに夫々の機関を通じて運動を開始したのである。

籲つて全国の寺院で此の問題に對して何に程の深い関心と理解を持ちつつあるかを思うと軋た寒心に堪えない。

墓地の問題は単に寺院の權益を擁護するといつた簡単な問題ではない。全国の寺院の中には墓地に對する管理者の立場であつて、その墓地は共有又は村有であつて、その種別は区々であるためか、異教徒の強行埋葬等に対しても極めて関心の薄い場合もあるかに聞かぬが、それは甚だ遺憾である。無謀な圧力の前に墓地の有無や被害の有無は問題外である。

この秋にこそ、全仏教徒は連絡と掛けを密にし、強力な團結態勢を整え、憲法によつて保障された信教の自由と、財産の擁護と、そして近來ややとすれば仏教輕視の風潮がうかがわれる官僚の蒙る啓らくことが最大の急務である。

墓地問題は固より重大であるが、それよりも更に重大なことは、寧ろ此の問題を通じて、更に今後生来するであろう幾多の困難(五頁四段へ続く)

のであるから、往往（例の通達の中にも散見するように）宗教をもつてわれわれの感情生活を規律するものであるかのごとき膚浅の見解を超越する態度からすれば、墓地における安住地の設定は勿論生活の保障に包含せなければならぬので、墓地に関する国又は公共団体の施策が不徹底であることは、将来多利益々開拓を要することを認め、国又は地方公共団体の国、公営墓地の設置を要することに吝かではないが、その故に、而してその前に直ちに寺有墓地の無差別開放が強行せられるべきであるとも認め、又はそれが既成事実であるとも認めることはできない。恰も、国民の医療はその中核を国営にすべきであるという議論が正しいと認められても（英国におけるがごとく）故に直ちに開業医制度は全廃しなければならぬという結論には達し難いのと類似点があるかも知れない。

われわれは、予て千数百年の歴史的事実としての寺檀の關係、無窮の未来につながる信仰の生活と民族精神との不可分離性とに想いをいたすとき、平等面のみを捉えて人間生活の特殊性を抹殺するような過誤を犯すことは、社会機構の不安定化を醸成する虞れさえもないではない。況んや請願者乙の所論は「公共墓地がなければ、信教の自由があり得ない」というにあるようであるが、これは、本末を顛倒した議論で採用の値いがない。

「六、さらにたとえ公共墓地が沢山出来たとしても一宗派に限定された寺院の墓地に移転している者は改宗のために墓地を移転しなければならなくなり、墓地の固定性、永久性に反する結果となるのである。」

われわれの解するところでは、宗教とは発展はあつても永遠に変化しないものである。いうまでもなく「宗とは極なり」天地人生の窮極致、無始無終の輪円具足、アルファ一であつてオメガである。その教えが宗教なのであるし、それでなければ宗教のレイゾン・デートルはありえない。改宗は自ら予想せざるどころ、改宗者のために墓地を予定するつもりは毛頭ない純一無雜の精進こそわれらの願業なのである。宗教は企業とは根本的に異質のものであることを知るべきである。しかるに乙の請願者は同じ項の中において「墓地の固定性、永久性」を云為すが信仰は可変で墓地のみは不可変であらねばならないという二律背反の行きつ戻りつを暴露してはいないか。

「七、わが国の現状は、墓地制度がきわめて混乱し満足な調査資料が皆無である。よつて墓地埋葬等審議会（仮称）を設置し法律の一部改正を実施するとともに将来の新しい墓地政策を推進してきよう調査研究を進めるべきである。」

墓地制度の整備、墓地政策の推進を目的として審議機関を設置することはその内容如何によつてはわれわれも必ずしも反対ではない。しかし宗教は生きていていなければならない。行政も生きていなければならない。行政官庁の誤まつた運用によつて現に宗教界は大いなる混乱を醸成せしめられ、多々の社会不安が発生している。いまや春日遅遅として調査研究を待ついとまがあるか否か。われわれは、別に最近のけわしい事例集を具して断乎抗議するものである。

墓地埋葬等に関する法律 一部改正に関する陳情

趣旨

墓地埋葬等に関する法律（昭和二十三年五月三十一日法律才四十八号）の一部を左の通り改正せられるよう請願する。

墓地埋葬等に関する法律才十三条に左の但書を加える。

「但し、宗教団体の経営する墓地及び納骨堂については、当該宗教団体の慣行は尊重せられる。」

理由（要約）

一、宗教団体のうち、仏教寺院が墓地を設けて檀徒の遺体遺骨を埋葬するようになったのは、古い伝統と歴史によるものである。

二、寺院墓地は、専らその寺院の属する宗派に帰依し、儀式の執行を求めるとともに、その寺院を外護する檀徒に対して遺体遺骨の埋葬を許してきたのであり、これはまた一般社会通念として認められている慣行でもある。

三、しかるに昭和三十五年三月八日附をもつて、厚生省が各都道府県、指定都市衛生主管部（局）長宛に発した「墓地、埋葬等に関する法律才十三条の解釈についての通達」は、同法の立法過程ならびに法施行の経過からみて全く理由なきところであるとともに、仏教寺院の伝統と歴史とを無視して、公私営墓地と寺院墓地とを混同する暴挙といわなければならない。

四、事実、同通達に拠つて、寺院墓地の管理者たる住職の認許なく、ほしいままに埋葬が行われ

る等の事例が頻発しているにもかかわらず、何らこれを規制する法的な保障がない第の不条理が現われている。

五、われわれは、寺院墓地に同じ同法の運用を誤ることならしめるため、速やかに本趣旨のごとき法律改正の措置を仰ぐ次第である。

埋葬に際して 生じたる紛争事例

一例 寺で「寺有墓地に埋葬をする場合には、その寺の埋葬儀式を執行することを必要とする。」旨遺族と話し合つて、旧来よりの慣行等を説明中、学会員が埋葬を強行しようとしたところ、彼等数名は暴力をもつて立向い、器物にて殴打し住職に全治一ヶ月に及ぶ重傷を与えて、その間隙に乗じて埋葬をなし引上げて行つた。（昭和三十五年八月発生）

二例 創備学会から、突然彼岸の中日に寺にきて埋葬する旨申出があつた。寺ではこの日は朝から非常に忙がしいので、住職は後日遺族と種々話合つてから埋葬して貰いたいと提案したが、学会では墓地に関することは専門委員がいると有無を言わせず話を打ち切り、その後学会員が大挙して寺におしかけ墓地に立入り、無断で埋葬して終つた。それは新通達が出て十日目で、学会員は新通達をたてに「拒否すれば法

律で罰せられる」と住職をおどかし揚々として引き上げて行つた。住職が埋葬許可証を受け取らなかつたのでその日深夜又学会員が寺にきて玄関先へ投げ入れて行つた。（昭和三十五年三月発生）

右同様の紛争事例が全国的に約五百数十件に及び居るものと推定されるが、急拠その紛争事例を報告集収の通知を發し、三月末日迄に本会到着分としての件数左の通り

東京都	三十五
埼玉県	二十五
神奈川県	二十
栃木県	一
千葉県	一
長崎県	一
静岡県	一
その他	二

なお、その後続々収集中であります。

大会の観光について
コース、料金等の変更お知らせ

仏教徒会議終了後、神奈川県仏の御好意で実施される観光の件につき左の如く変更いたしましたので悪しからず御諒承の上奮つて多数御参加の程お願いいたします。

Aコース 変更なし

●Bコース

日時 六月二日午後四時総持寺出発

コース 横浜港—三溪園—金沢八景—逗子—鎌倉—藤沢—茅ヶ崎—平塚—大磯—小田原—箱根（一泊、翌日は午前中、箱根一周）

費用 一、二〇〇円（バス代宿泊費、三日の昼食代等一切を含む）

解散 熱海駅（三日午後二時頃）箱根湯本、三昧荘宿泊

最近の墓地紛争実態

日時 五月九日午前十時三十分より午後四時まで
場所 墨田区東駒形
日蓮宗 本久寺

最近創価学会の墓地攻勢は、非常に露骨になり、国会に向つて墓地改正の請願を展開し、一方埋葬に当面しては、本部長と称する都議、區議の名刺をもつ交渉員を先導に施主を引連れて、十数名が乗り込み、二班乃至三班に別れて施主等を墓地に直行させ、交渉員は玄関に或は立番まで立てて実力行使に入ると云う方法でやつて居る。

九日におきた

本久寺の場合

例によつて十数名が二班に別れ、一班は玄関へ、他の施主班は墓地に直行したが、墓入口に鍵がかかつて居るため埋蔵することが出来ず、逆もどりして玄関口の学会交渉委員と合流す。

口上は無典禮を主張

既に学会葬をすませたから、墓地法第十三条にもある通り、又昨年の厚生省通達によつても明らか事であるからお寺で拒否する事は出来ないのです。よつて、許可証を受理してもらいたい。云々……とこの辺までは常識的に、おだやかにやつておるが、これから先は信仰に生きる人々とも思われぬ、又法治国民の筋とは到底考えられぬ、そして死者に対しての礼を失する最大の振る舞いを、あえて平気でやつて居る始末である。

寺としての対応

一、当寺の墓に埋葬するには、当寺所属宗派の定める法儀に基づき

典禮を執行したるのち、死者を葬むらねばならないと云う原則を尊重してもらいたい。

一、寺の墓は檀徒のためにのみ供用すべきものであることをよく考へて貰いたい。

一、檀徒として外護の任を全然果さず（この人は八年間）墓があるからと申して来てても、はいそうですかと、返事は出来ない。

右のような事を中心として、相手の了解が得られた上で、埋葬は執行しようとする事にした。

学会交渉員を相手にするな

以上の事で延々四時間に亘り論争したが、学会交渉委員等は「自分達が信仰する宗旨の經典に示されて居る通り、他宗は一切認められない、よつて、寺の典禮は断れ」と主張して、一歩も譲歩の意志なし、これでは、交渉員の資格なしと認められる、よつて相手にせざることを。

交渉員自ら警察を呼ぶ

都議会議員の肩書で署長に電話して、係員を派遣依頼、忽ち制、私服五名の警官が来寺せり、事情聴取、彼等は自分達の好都合の面のみを報告、寺側は前記の主張を其の儘報告する。

施主と寺とて話し合い

来寺した警官を立会人として、住職と施主だけで話し合をした。それが聞き入れなければ本日はこれで話し合ひは打ち切りしたいと交渉委員達に申し入れた。彼等は止む無く総退場す。勿論仏教会の人々も席をはずす。

住職の信念遂に結実

二者話し合の結果、施主は自分達の信ずる宗以外は認めないの※

仏教徒会議・墓地弁ばく書等を検討 合同委員会 開催さる

「宗教法人法」問題専門委員会・対外委員会

去る四月二十五日午後一時より東京築地本願寺会議室において開催された。出席者十四名。当局委員。栗本局長の司会によつて会議は進められ、太田理事長より、大塚弘願の紹介、阿部竜伝国会対策委員長長の紹介及びその含みを説明、次いで座長に阿部竜伝氏を全員一致推薦した。

議決に入り、狩野局長より①九回仏教徒大会に関する件につき、その内容詳細説明あり。記念

※だから典禮は断ると言つて、その信じられない寺の墓に埋蔵することは相反し、矛盾して居る事にならないか、と云うことで、遂に全面的に住職の主張する条件を呑んで、署員の立会のもと、紛争は解決したのである。今後は寺に対して一般檀徒と同様に附届け一切を履行することも承諾した上このことで、当日は戒名を授け、読経、塔婆等も定める儀式一切を執行して、仏教会側、学会側共に、見守る中に埋蔵された。

附記

思うに、この紛争解決は、住職と僧侶の開始、地区仏本多委員他役員諸師の方々が、墓地法をよく認識しての上で、われわれの主張は正当であると言ふ信念をもつて学会員に徹底的に應對した事と、埋蔵行為が云々と云うよりも、信仰上の問題を主として話し合ひを進めたこと。

特に住職が「如何なる事があるうとも、私の全責任に於いてわれわれの主張は曲げられない、若し受け入れられないなら法的に手続きを経て来るがよい。」と断固たる態度で居つた事が因と思われ

大塚 請願を才一とする。国会議員との充分なる連絡が必要である。社会思想の啓蒙運動を取上げよ。一、二の財明を起用すべきかと考へる。

北之内・摩尼 資金面についても宗派への徹底を期し、宗団が協力すべきである。

栗本 宗務総長会同を開き、本日の意向を充分伝える。

小松 名古屋に於ける墓地問題説明会の経過報告あり。地方へのP・Rを反映せよ。九〇〇ヶ寺の三五〇ヶ寺が出席した。中央の会議にも参助したい意向である。

栗本 名古屋との連絡を今後徹底する。

阿部 国対委員会と常務理事会との基本的时间のずれにつき質し、太田理事長より爾後承諾の諒解を得る旨の回答あり。報道の面をどの線に劃するか。北之内 新聞記事に対し常に充分注意せよ。

小松 一流新聞にも徹底させよ。栗本 内部の企劃については、流言を厳に注意し、弁駁起草文に対しては大いにP・Rする。

阿部 団体が交代で陳情すれば、効果も亦大である。大いにやらねばならぬ。

狩野 宗教界推薦選出議員と協調してゆく事が肝要である。

摩尼 ジャーナリストは宗教に對して関心がうすい。時機、タイミングを正しく見よ。確と握め。実質面を取上げさす様に努力されたい。

栗本 各宗務総長が同道して国会陳情を行う予定である。………当日の出席者は左の通り。

長岡 慶信 阿部 竜伝
松井 重勝 小野塚潤澄
松本 徳明 小松 淨祐
小林 智晃 北之内 真竜
鈴木 敏範 常光 浩然
摩尼 清之 能登 宥兆
大塚 弘 稻沢 淨光
(順不同)

墓地問題をめぐって 常務理事會 開催さる

—— 全日本仏教会墓地法等改正期成連盟を設置 ——

五月十二日午前十時より、東京築地に於て、墓地問題緊急対策に於て常務理事會が開催された。当日は、常務理事十二名(内委任状四名)、大塚弘(全仏墓地問題顧問)、阿部竜伝(墓地問題国会対策委員長)、稲沢淨光(東京墓地対策委員)氏等が出席した。

太田理事長より国会請願(法改正運動)陳情等その後の経過、及び墓地新通達をめぐる厚生省との行政訴訟の経過につき報告があり、今次国会に或る宗団より正反對なる趣旨の請願が提出され、事態に緊迫し、今こそ全国八万余ヶ寺の総力を糾合すべき、重大なる憂うべき事態にある旨の挨拶があり、次いで栗本局長より、墓地問題の経過につき詳細なる報告等があり、左の結論が打出され、仏教会一丸となり断固、対処する事となつた。

栗本局長の経過報告要旨
墓地問題については、一、二の週刊誌にも採りあげられていたが、その不合理性をつかずして、寺院の請願運動を寺院側個人の単なる利害関係に基づくものであると一般世間に不可解な印象を与えている。墓地問題のみにとどまらず、仏教徒本来の使命たる社会教化の線を一層強く打出してゆかれる様要望したい。
厚生省側の見解は正を漸次願つて来たが、今次国会に於て創価學會は、正反對を主旨に基き請願運動に入り、全仏を相手に斗争方針を改め、飽く迄も墓地問題を闘い貫く覚悟の様である。国会議員を

通じて、院内活動を活潑にしてゆきたい。
可決事項
墓地問題については、諸般の経路を辿つて来たが、緊急事態に對処し、全国的仏教運動を展開する事に決し、

「全日本仏教会墓地法等改正期成連盟」を設置し、
国会対策委員長に阿部竜伝氏
全日仏顧問に 大塚 弘氏
を万場一致で推薦、承認された。追つて全国各宗々務総長會議を開催の予定である。当日の出席者は左の通り。

- 太田淳昭 常光浩然 来馬道断
- 神田尚順 有馬清雄 長岡慶信
- 竹村教智 小林大巖
- 委任者
宮谷法合 平林宥高 千々和宝天。(順不同)

大谷整潤參院議員

十七日中国を訪問

中国人俘虜殉難者の名簿持帰り長として中国を訪問される本会顧問の大谷整潤議員は、五月十七日インド航空によつて空路中共へ訪問された。

これは昭和二十八年以来約八年間にわたつて中国人殉難者七千名の遺骨送還、慰靈祭等を行うなど仏教によつて両国の親善提携がなされ中国から非常に感謝されてきたもので今回の訪中はその結果として各方面から多大の期待をよせられている。
なお全日仏では中国仏教協會あてメッセーヂを大谷団長に托しておくつた。

韓国仏教会へ 親善のメッセーヂをおくる

全日仏墓地問題対策で衆議院において中心的存在として活躍されている顧問の田中栄一代議士(東京一區選出)は五月七日国会から派遣された訪韓議員団の一員として韓国へ訪問され、重要任務を終えて、去る十二日無事帰国された。が本会では田中代議士に寄託

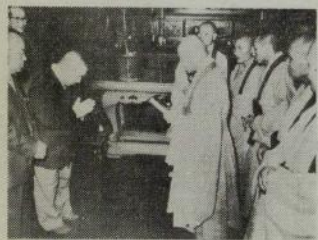
メッセーヂ

今回日本国々会より訪韓議員団が貴国を訪問されるにあたり、その一員として本会顧問である衆議院議員田中栄一氏に托してメッセーヂをおくる機会を与えられましたことは、私のもつとも喜びとするところでありませぬ。

貴国とわが国との永い歴史は一本の力強い仏教の大精神によつて結ばれて来ておりますことは、御承知の事実であります。
人類の永い夢は宇宙征服にありましたが、今日その夢も現実となりました。しかし、人類の精神面は遅々として進まず、悪循環を繰かえしておりますことは遺憾に耐えませぬ。今こそわれわれ仏教徒はあらゆる人々の精神面の充実に向つて前進努力をしなければなりません。

このような時にあたり、韓日両国の仏教徒が相たずさえ、世界平和のために、昔日に増して一層力強く結ばれることを念願して止みませぬ。
ここに貴宗の益々御隆昌あらん事を熱願いたします。

一九六一年五月五日 財団法人 全日本仏教会
会長 大谷 光 暢
大韓仏教曹溪宗 宗務院長 金瑞雲 法師
玉座下



【写真説明】曹溪寺に於ける浄侶たち
田中議員(左)と韓国

駐日セイロン大使 歓送 會

五月廿五日光輪閣で開催
駐日セイロン大使フオンセカ卿は昭和二十八年三月着任以来滿八年の長きにわたつて戦後に於ける我が国との友好な貢献をされたが、今回フランス大使として六月上旬赴任されるので全日仏では五月二十五日正午から芝高輪の光輪閣で盛大な歡送會が開かれる。当日は大谷光昭西本願寺門主、高階藤仙曹洞宗管長等各宗管長、各宗重役、諸団体代表者約百名が参集して行われる予定である。

仏教諸団体で歡送大會
東京の諸団体では五月十三日午後一時から神田共立講堂で同大使をおくる仏教徒大會が盛大に行われた。

なお当日は仏教主義関係学校連盟の各校からの記念品の贈呈や、日本情緒豊かな舞踊や合唱など、多彩に行われたセイロン大使も非常に感激された。
またセイロンへ訪問した仏教徒代表だけで十九日「だいいご」で全様の歡送懇親會が催された。

神田寺センター地鎮式

去る四月二十日午後一時より東京千代田区神田寺(主管友松円諦師)に於ては、「仏教文化センター」の建設計画も順調に進捗し、関係者多数参列のもと、無魔地鎮定礎の式を終了した。

悼 大谷光明親下

元全日仏会長大谷光昭門主親下の親父光明親下には、去る四月三日遷化され、五月二日京都大谷本廟に於て御葬儀を執行された。
茲に衷心より哀悼の意を表します。

(一頁より)

難な問題に對処するための一大奮起を望んでやまない。そして国会に對する方策も、その成否の如何は言うまでもなく全国の寺院住職各位の熱意と強固な力にかかつておるものと信じ、茲に委員長就任の挨拶に兼ねて御願いに代えた。

才六回世界仏教徒会議

十一月カンボジア王国で

昨年開催される予定であった才六回世界仏教徒会議は、開催国のカンボジア王国の国王の崩御にあつて延期されていたが、いよいよ本年十一月十二日より開会される見通しとなり先日ビルマにある世界センター事務局から報道された。

まだ正式な招請状がとどいていないが国際局では正式招待を受けてから国際委員会や理事会等を経て各宗派、団体に通報することになつてゐる。

なお世界センターからの報道によると、「世界仏教徒才六回会議は、一九六一年十一月十二日カンボジアのプノンペンで開かれるだろう。

カンボジア国の元首であるシアヌーク殿下は、カンボジア政府は才六回世界仏教徒会議の開催のスポンサーとなるだろうといふことを大変愛想よく認めてくれた。代表者は大河で最も色彩に富んだ、すばらしいながめをまのあたりに見ることが出来、世界に有名な伝統的水祭りが見られる十一月十二日に始めるべきだと殿下の考である。

プログラムは、又アンコールワット、海の見える美しい場所等有名な歴史的な場所を訪問することも含まれるだろう。更に詳細なことがらは最後の形が整えられ次才発表されるであろう」と報じている。

田中栄一先生帰国歓迎会

先頃、自民党の訪韓使節団の一員として韓国事情の調査のため、渡韓した衆議院議員田中栄一先生

の帰国歓迎会が、五月十八日十二時から衆議院才三議員会館会議室で行われた。

出席者は松本徳明、阿部竜伝、小松浄裕の各師の他十名で、全仏側から狩野局長以下四名であつた。

会は始終盛会で、席上田中先生から左の要旨の挨拶があつた。「このたび、日韓親善の目的で訪韓した。日韓関係は元来極めて親密なものであるが、過去十六年間、韓国の対日政策は反日的であつた。その根底には種々の事情もあるが、防共を建前とする両国の



立場から、最近親善提携の必要性を強く認識促進する運動がもたらされて来た。

しかるに、李ライン問題や、過去半世紀にわたる日本の韓国侵害の補償の件など、前途にはなお多くの困難が横たわつております。これらの困難の根本的原因是、結局両国の相互理解の不足にあると思われ、これからは理解を深める努力が必要となつて来るが、それには種々の文化交流やスポーツ親善など沢山あるが、私は宗教、特に仏教の交流による理

解が最も適切な方法の一つであると考えて。

それで私は、今度韓国に行くについて全日本仏教会から依頼されたメッセージを手交するため、京城郊外の曹溪寺で大韓仏教曹溪宗の宗務院長である金瑞雲師に会つた。このメッセージの意味を全韓国に到達してもらふよう、師によく伝達依頼した。師もよくこれを理解して近く両国間で、仏教親善使節団を交換することを約束してくれた。しかもこれは、単なる観光的なものではなく、而使節団が各々相手国の寺院に分宿して、相互に膝を交えて懇談することにした。より一層の成果が期待出来るのではないかとこのことを強調したが師もまた同感の意を表した」と。

写真説明
曹溪寺で金宗務院長にメッセージを渡す田中議員

行政事件訴訟

墓地埋葬等に関する法律を廻り昨年三月八日厚生省が発出した通達に対し、かねてより撃争中の行政事件訴訟も、去る五月十五日、八回目の口答弁論が開延された。

被告、厚生省側は相変わらず、行政事件訴訟に該当せず、との主張を続けて居るが、今回は(才八回)創価学会員と称する者から被告側として本裁判に補助参加の申請があり注目された。

これに対して、原告、及被告から異議がある旨申述べられ裁判長は次回に決定すると申渡した。尚、裁判長は被告、厚生省側に対し昨年通達を發出する以前に宗教法人団体の行政主務官庁たる文部省に、如何ようなる連絡をなしたるかとの、質問に対し確答不可能につき次回に厚生省、文部省の

それそれから証人として関係係官を喚問する事に決定した。

本事件訴訟も現在迄に殆んどが言い盡されたように見受けられ、決審の日も余り遠からず、との見通し強い。次開廷六月二十六日、午前十時

才九回

仏教徒会議の講師御紹介

六月一、二両日にわたり、鶴見大本山總持寺で開催される才九回全日本仏教徒会議の記念講演講師として、読売新聞社主、正力松太郎氏が御快諾下さつたことは、すでに発表した通りであるが、なお大会当日(一日)午後一時から開始される総会で、「仏教界に対する要望を聞く」各界代表者として決定しているのは、左の三氏である。言論代表、林三郎氏。林氏は毎日新聞論説委員、前会新聞パリ局又、外交評論の専門家である。又、労働界代表として滝田実氏、氏は人も知る全労議長で、先頃渡米、日本人としてケネディ新大統領と会見した最初の方である。又、学界代表として大塚弘氏。氏は、大正大学講師として教鞭をと

第六回中央講習会について

本年度第六回中央講習会は、地元の要望もあり左の要領によつて行われる予定である。
時 七月二十九、三十日の両日
所 旧高松城飛雲閣(香川県高松市)

なお、講師その他細部に関しては追つて御通知いたします。又、この講習会を機会に地元の御好意により四国観光巡りも計画されている。

- A コース 琴平―普通寺―屋島―栗林公園(四百五十円位)
- B コース 小豆島巡り(五百五十円位)

られるかたわら、現在全仏墓地問題顧問として墓地問題対策に全力を傾注しておられる。今大会では、新規軸として右各界代表者より「仏教界に対する要望を聞く」ことになつてゐるので多数の御参加を期待している。

あとがき

◆ 仏教徒会議を目睫に控えて、局内は寧日なく準備に忙殺されている。総理、文相、セイロン、インド大使、各界長老が臨席される予定であり、正力氏他各界代表の講演等、各報道陣がその後を追うことである。NHKでは放送討論会を集録し、中継の予定。会議は冷静に、有終の美を飾りたい。◆ 寺院は、墓地弁駁書を熟読し、強行埋葬のいまわしい事態に対処して欲しい。趣旨の正反論なる二つの請願は、もとより法論を辞さぬものである。弁駁はこれで種子が盡きたのではない。いくらでも反論を用意している。あく迄も正しき世論の批判の前にさらしたい。◆ 論を支える高邁な人そのものを深く洞察してみたいもの。野師的存在の取巻いては迷蒙... 偏執病であり、悍徳狂そのものである。道徳的意識が弱体化し、筋違いのものを喜び、狂信的異状になつている。(T.K)